## 地域計画

20-%H II							
策定年月日	令和7年3月31日						
更新年月日	( )						
目標年度	令和17年度						
市町村名 (市町村コード)	八雲町 (01346)						
地域名 (地域内農業集落名)	熊石地区 (関内、西浜、鳴神、雲石、根崎、畳岩、平、鮎川、見日、泊川、館平、相沼、折戸)						

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

- 1 地域における農業の将来の在り方
- (1) 地域計画の区域の状況

区	或内	の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	151 ha					
	1	農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	145 ha					
	2	田の面積	46 ha					
	3	畑の面積(果樹、茶等を含む)	105 ha					
	4	区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	0 ha					
	<b>⑤</b>	区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	0 ha					
	(参	考)区域内における〇才以上の農業者の農地面積の合計	- ha					
		うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	- ha					
(催	考)							

# (1佣石)

- 注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。
  - 2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。
  - 3: ④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。
  - 4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、 備考欄にその旨記載してください。
  - 5:(参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。
  - 6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。
- (2) 地域農業の現状及び課題
  - ・現状では折戸、泊川地域は担い手を確保できている。今後10年以内に離農予定の者もいないため、農地は現状の担い手が 耕作を継続する。
  - ・折戸、泊川以外の地域では施設園芸農業が中心であり、農家一戸当たりの経営面積は大きくない。耕作道の無い農地や傾 斜地、非農業者が家庭菜園的に利用しているなど、集積・集約化が困難な農地も存在する。
- (3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)
  - |折戸・泊川地域では水稲・小麦・大豆等の穀物が中心であり、それ以外の地域ではトマトやイチゴ等の施設園芸作物を中心で ある。

離農者に後継者が不在の場合は同地域内の他の農業者へ集約するが、すべての農業者が家族経営であり耕作面積には限 度があるため、新規就農者を受け入れて担い手を確保する必要がある。

- 2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標
  - (1)農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針

農地の集積・集約化を基本としつつ、担い手の農作業に支障がない範囲で農業を担う者により農地利用を進める。

(2)担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標

% 現状の集積率 % 将来の目標とする集積率 72.7 727

(3)農用地の集団化(集約化)に関する目標

団地数の減少及び団地面積の拡大を進める。

## 3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積、集団化の取組

農地中間管理機構を活用し、農地の連担化・集積を進める。

(2)農地中間管理機構の活用方法

農業経営基盤強化促進法の改正により農地中間管理事業による貸借が主流となることから、農地中間管理事業を積極的に活用し、農地の連担化・集積を進める。

(3) 基盤整備事業への取組

担い手の二一ズを踏まえ、今後農用地の大区画化・汎用化等のための基盤整備を検討する。

(4)多様な経営体の確保・育成の取組

農業者の高齢化・耕作放棄地発生防止の観点から、新規就農者の確保に積極的に取り組む。新規就農者の定着・経営安定 のため、技術・経営能力が営農可能な水準に達しているかを的確に判断する。

(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の取組

現状では当該地区に農作業受託組織が存在しないため、事業者への委託ではなく地域内での共同防除などを活用する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

①鳥獣被害防止対策	②有機・減農薬・減肥料	③スマート農業	<b>4</b> 輸出	⑤果樹等
⑥燃料・資源作物等	⑦保全・管理等	⑧農業用施設	9その他	

【選択した上記の取組内容】

### 4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

地域的の展末を担づ日 見(日保地園には直前の)日/										
		現状			10年後					
属性	農業を担う者	57.1人		(目標年度:令和 17 年度)						
1212	(氏名•名称)	(氏名•名称)	経営作目等	経営面積	作業受託 面積	経営作目等	経営面積	作業受託 面積	目標地図 上の表示	備考
認農	担い手1	畑作•水稲	71.3 ha	ha	畑作•水稲	71.3 ha	ha	担い手1	町内の認定農業者等	
認農	担い手2	畑作•水稲	21.6 ha		畑作•水稲	21.6 ha	ha		町内の認定農業者等	
到達	担い手3	水稲	4.3 ha		水稲	4.3 ha	ha	!	町内の認定農業者等	
到達	担い手4	水稲	4.5 ha		水稲	4.5 ha	ha		町内の認定農業者等	
到達	担い手5	水稲	2.2 ha	ha	水稲	2.2 ha	ha		町内の認定農業者等	
認農	担い手6	果樹	0.8 ha	ha	果樹	0.8 ha	ha		町内の認定農業者等	
認農	担い手7	野菜	0.2 ha	ha	野菜	0.2 ha	ha		町内の認定農業者等	
到達	担い手8	野菜	1.2 ha		野菜	1.2 ha	ha		町内の認定農業者等	
利用者	担い手9	牧草	1.2 ha		牧草	1.2 ha			町内の認定農業者等	
到達		野菜	0.8 ha		野菜	0.8 ha			町内の認定農業者等	
到達	担い手11	野菜	1.3 ha		野菜	1.3 ha			町内の認定農業者等	
認農	担い手12	果樹	0.1 ha	ha	果樹	0.1 ha			町内の認定農業者等	
認農		野菜	0.2 ha		野菜	0.2 ha			町内の認定農業者等	
到達	担い手14	野菜	0.1 ha	ha	野菜	0.1 ha	ha	担い手14	町内の認定農業者等	
			·							
計	14経営体		109.8 ha	ha		109.8 ha	ha			

- 注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する 集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業体(農協を除く)は 「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。
  - 2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。
  - 3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。
  - 4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、 経営面積に含めてください。
  - 5: 備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業体一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名·名称)	作業内容	対象品目

# 6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

#### (図音重頂)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報を保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。